

索道事業に係る免税軽油制度の継続を求める意見書

冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業は、交流人口の増加や訪日外国人の誘客による観光振興はもとより、冬季スポーツの普及や競技力の向上、県民の健康増進など地域活性化に重要な役割を果たしている。

索道事業者がスキー場で使用するゲレンデ整備車や降雪機等は、スキー場の運営に不可欠であり、その動力源に供する軽油については、軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が適用され、索道事業者の経営安定化に大きく寄与してきた。

免税軽油制度は、道路を走行しない機械等の動力源に供する軽油について軽油引取税を免除する制度であり、索道事業だけでなく、鉄道事業や農林業など幅広い事業における動力源の用途に認められてきたが、令和6年3月31日までの時限措置となっている。

免税軽油制度が終了することになれば、索道事業者は大きな負担を強いられ、スキー場の経営維持が困難となり、冬季観光産業のみならず地域経済全体にも大きな影響が及ぶことが懸念される。

よって、国においては、索道事業に係る免税軽油制度を令和6年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月10日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 尾辻秀久 様
内閣総理大臣 岸田文雄 様
総務大臣 松本剛明 様
財務大臣 鈴木俊一 様
国土交通大臣 斉藤鉄夫 様